

下 教 政 第 1 0 8 号
令和 5 年（2023 年）2 月 7 日

下 関 市 監 査 委 員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 福 田 幸 博 様
同 香 川 昌 則 様

下 関 市 教 育 委 員 会
教 育 長 児 玉 典 彦
(公 印 省 略)

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 2 年（2020 年）3 月 3 1 日付け監査報告第 7 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査の結果に対する報告書

教育委員会 文化財保護課

[指摘事項]

(1) 旧下関英国領事館（以下「旧領事館」という。）の指定管理者が、自主事業イベント（令和元年10月26日実施）において使用した「附属屋ギャラリー前庭」について、目的外使用許可に係る手続がなされていなかった。文化財保護課は、指定管理者から企画書（令和元年9月12日作成・提出）の提出を受けた際に、必要な手続を行うよう指導すべきであった。所要の措置を取られるとともに、下関市公有財産取扱規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

指定管理者から企画書の提出があった場合の供覧を徹底するなど、再発の防止に努めている。

[指摘事項]

(2) 文化財保護課の考古博物館業務に従事する職員は、特別の形態によって勤務する必要があるため、下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則第2条及び別表の規定により、週休日を「4週間を通じ8日（再任用短時間勤務職員については12日）」割振る必要があるが、出勤簿を確認したところ、4週間を通じ8日（12日）の週休日の割振りを満たしていない期間が見受けられた。所要の措置を取られるとともに、同規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

週休日の割り振りを満たしていない対象職員については、令和元年度中に当該週休日を付与する措置を講じた。職員課通知を改めて周知するとともに、月毎の職員勤務割振り表作成の際に週休日日数の確認を徹底し、再発防止に努めている。

[指摘事項]

(3) 旧領事館に係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 書面による承諾・承認等について

重要文化財旧下関英国領事館の管理運営に関する基本協定書（以下「基

本協定書」という。) 第18条第2項に「指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に市の承諾を受けなければならない」旨規定されており、その承諾については、第58条に「書面により行わなければならない」旨規定されているが、指定管理者の申請に対して、担当課は書面による承諾を行っていなかった。また、基本協定書第36条第2項に「利用料金の額は、指定管理者が設置条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとし、その決定及び改定について、事前に市と協議の上、市の承認を受けなければならない」旨規定されているが、指定管理者の申請に対して、担当課は書面による承認を行っていなかった。

イ モニタリングレポートの作成・公表等について

基本協定書第32条に「市は、毎年度終了後、指定管理者による指定管理施設の管理運営状況及び実績を評価した結果（モニタリングレポート）を指定管理者に通知するとともに、公表する」旨規定されているが、平成29年度及び平成30年度に係るモニタリングレポートの作成・公表等が行われていなかった。

ウ 使用料の納期限及び分納について

指定管理者が自主事業として行う売店や喫茶・レストランについては、指定管理者が使用者として行政財産の目的外使用に係る使用料を支払うこととなるが、市が使用料を請求する際の納期限の設定が不適當であった。この事例では、平成31年4月1日に行った一年間の使用の許可に対して、納期限を令和2年3月31日に設定していた。行政財産の使用料は、下関市行政財産使用料条例第3条第1項の規定により、使用の許可をした際に納付させなければならないが、例外として特別の理由がある場合は延納又は分納させることができる。しかしながら、同事例では延納に関する手続をなんら行っておらず、納期限を令和2年3月31日に設定することはできないはずであった。

また、同事例では、使用者は使用許可申請の際に、分納による使用料の納付を要望していたが、使用料の請求にあたり、文化財保護課が分納の可否について検討した形跡はなかった。そして、同課は使用者に理由を示すことなく、要

望とは異なる前述の延納をさせた。

これらの事態が生じた原因は、事務の遅延である。平成31年4月1日からの使用を許可しているにもかかわらず、監査委員事務局の職員が財務会計システムで文化財保護課の歳入整理簿を閲覧した令和元年11月26日の時点においても、未だ使用料の調定をしていなかった。そのために、設定することができないはずの納期限を設定せざるを得ず、使用者からの分納の要望に応じることができなかつたのである。調定の遅れにより請求書（納付書）を非常に遅く使用者に送ったことや、分納の要望を無視しているに等しい状況は、使用者に対して不誠実と言わざるを得ない。下関市行政財産使用料条例に基づき、適正かつ迅速に事務処理されたい。

（改善措置状況）

ア 令和2年度以降は第三者委託及び利用料金の額についての申請に対して、ともに書面による承認を行っている。

イ 平成29年度及び平成30年度のモニタリングレポートについては、作成し総務課に提出済。平成31年度（令和元年度）以降のモニタリングレポートについては、指定管理者の年度決算額確定時期を基に作成・公表期限を総務課と協議し、この期限内にモニタリングレポートの作成公表を行っている。

ウ 令和2年度については、指定管理者の自主事業に伴う行政財産の使用を令和2年3月31日付で許可しており、令和2年4月1日付で使用料の調定も執行した。指定管理者からの使用許可申請の際に使用料の分納の要望があったため、令和2年度以降はこれに対し下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書及び平成24年1月19日付下管第81号管財課通知に基づき、12回の分納を認め、調定を執行している。

〔指摘事項〕

(4) 監査対象期間外ではあるが、長期継続契約を締結したパソコン等賃貸借業務（文化財保護課・考古博物館）に係る条件付き一般競争入札の手続において、次のような誤りがあった。

ア 入札公告の仕様書に、仕様を満たさない機器を「参考機器」として記載

	<p>した。</p> <p>イ 「参考機器」は仕様を満たしていないが、業者からの質問に対して、満たしていると考えてもらって構わないと回答した。</p> <p>ウ 業者からの質問により、仕様書の齟齬に気づいたはずであるが、そのまま入札を執行した。</p> <p>結果的に入札参加者は契約相手方となった一者のみであり、仮に仕様書の齟齬がなければ、業務内容から複数の業者が入札に参加できた可能性があったと思料された。また、何より不正確な事務によって、契約に疑義が生じるおそれがある。適正に入札事務を行われたい。</p>
	<p>(改善措置状況)</p> <p>これらの不正確な事務は、一般競争入札の手続きにおける時間的な余裕のなさに起因しているものである。令和4年度9月からの同契約については、契約課において入札事務を行う案件であるが、早期に事務に着手して仕様書の内容を十分確認するなど適正化に努めた。</p>
	<p>(意見)</p> <p>(1) 考古博物館休憩所（弥生の里）については、その一部をNPO法人が使用しており、同法人が利用した水道料については、使用水量に基づき料金を徴収している。しかしながら、電気料金については、証明用電気計器（子メーター）が設置されていないため同法人の使用電気料は不明であり、市が負担している状況である。市が負担する合理的理由は見受けられないため、電気料金を徴収するよう検討されたい。</p>
	<p>(改善措置状況)</p> <p>休憩所の電気料を考古博物館本体分と別請求とすることにより、現在休憩所の電気料については、これを使用するNPO法人から支払っている。</p>
<p>教育委員会教育部 歴史博物館</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 歴史博物館に係る特別観覧料については、下関市立歴史博物館の設置等に関する条例第5条及び別表第2において「学術研究を目的とする場合」と「出版等利益を伴う場合」でその料金を区分している。旅行会社から</p>

「下関の歴史を学ぶため」という目的により提出された特別観覧許可申請に対し、「学術研究を目的とする場合」の観覧料を適用し観覧許可を行っていたが、当該観覧は旅行会社が企画した旅行行程（旅行商品）の一部であり、最終的には旅行会社に収益をもたらすものと判断することが適当である。今後同様の申請があった際は、適切な観覧料により許可するよう改められたい。

(改善措置状況)

今後特別観覧の申請があった際には、その目的を精査し、正しく処理するよういたします。

以上